

司法修習生に対する給費制の復活を求める声明

1. 2013年1月30日、第8回法曹養成制度検討会議が行われ、司法修習生に対する経済的支援について議論がなされた。その中で、複数の委員から貸与制を批判し給費制復活を支持する意見が述べられ、また、貸与制を支持する複数の委員からも、修習配属地による住居費や交通費の負担、集合修習で入寮できなかった者の負担等の不公正を是正することなど何らかの経済的支援を検討すべきとの意見が出された。これらは、司法修習生のおかれている経済的事情を考慮する当然の議論である。

しかし、給費制か貸与制かについては、多数の委員はあくまで貸与制を前提とした意見である。このように貸与制を前提とする方向で同会議としての取りまとめがなされることを強く危惧する。

2. 司法修習生の給費制は、1947年、戦前の翼賛的な司法界の反省を踏まえて、法曹三者の統一修習導入から始まった。これは、在野法曹として時には国家権力と対峙する関係にある弁護士を、裁判官や検察官と同じ養成課程に置き、国民の権利擁護のための法曹を、国民の手で育てるという理念に基づくものであった。

国家が責任を持って司法修習生を養成するために、司法修習生は修習専念義務が課され、兼業が禁じられたうえで、平日の日中は裁判官・検察官・弁護士の下で時間的に拘束されながら業務に従事している。しかし、給費制の廃止によって、司法修習生は無給となっている。兼業禁止が課されているにもかかわらず、無給であることは、不労所得のある資産家でないかぎり生活手段を奪われた状態におかれることを意味し、たとえ試用期間や研修期間中であっても給与が支給される一般の労働者又は公務員と比べても異常な事態である。修習配属地への転居費用や通勤のための交通費すら支給されず自己負担である。

3. また、給費制廃止の下で貸与を受ける司法修習生は、奨学金等により6割近くがすでに借金をしており、その平均は約400万円にものぼる。貸与を受ける者は、さらに約300万円の借金を抱え、修習を終える時点で借金が総額1000万円を超える修習生もいる。さらに、収入がないため配属地において自己の名義でアパートを借りられない者もいれば、逆に貸与金が収入とみなされ健康保険等の社会保険において親や配偶者の扶養に入れられないなどの不都合も多々生じている。

給費が受けられないことを理由に修習を断念した合格者も出ている。

法曹養成制度検討会議においても、司法修習の意義、給費制廃止の下での司法修習生の生活実態や就業実態が報告されているにもかかわらず、いまだに貸与制を基本とする議論が多数を占めていることは極めて遺憾である。

こうしたあくまで貸与制ありきという姿勢に対し、給費制廃止により様々な不利益を強いられながら1年間の修習を終えた新65期の弁護士が、給費制廃止を憲法違反であるとして集団訴訟の提起を準備していることが報道されているが、このような動きが起こるほど深刻な状況に至っていることを国は真摯に受け止めるべきである。

4. 自由法曹団は、資力の有無にかかわらず人権を踏みにじられた人々の側に立ち、一貫して権力とたたかってきた。憲法が保障する権利や平和を守り発展させる重要な役割を担う法曹を、高度な技術と倫理観が備わるよう養成することは国の責任である。司法修習生に対する給費制の廃止は、こうした国の責任を放棄するものであり、ひいては司法を利用する国民の権利を軽視するものである。また、高い志を持って法曹を目指す若者の夢を経済的理由により奪うことにもなりかねない。

今後、法曹養成制度検討会議は、2013年4月頃までに要綱素案が取りまとめられ、パブリックコメントを実施したうえで最終案を取りまとめ、これを踏まえて政府の決定がなされる予定であるが、何ら合理性のない給費制廃止の方向での議論を転換させ、給費制を復活する方向での取りまとめがなされるよう、強く求める。

2013年3月8日

自由法曹団

団長 篠原義仁